

令和3年12月7日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	橋本	妙子
建	設	山	口英二
教	育	原	信也
総	務	秋	山勲
財	政	田	中和己
防	災	毛	利昭夫
商	工	山	口幸彦
新	庁	石	川幸一
環	境	石	橋信輝
第	一	木	村孝
第	二	堤	辰幸
学	校	郷	田純一

議事日程第3号

令和3年12月7日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 萩 尾 洋 議員
- 2 栗 原 吉 平 議員
- 3 森 茂 生 議員
- 4 川 口 堅 志 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。一般質問2日目でございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。萩尾洋議員、栗原吉平議員、森茂生議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。11番萩尾洋議員の質問を許します。

○11番（萩尾 洋君）

おはようございます。11番萩尾です。

前々回の6月定例会に引き続き、学校教育についてお伺いしたいと思っております。

皆さんのタブレットの中に各中学校の校則、あるいは心構えというのが配信されていると思いますが、あれだけの規則、心構えを果たして生徒、あるいは先生たちがちゃんと周知で

きているのかというのが一つ疑問に思えるわけです。

それと、いろんな意味で校則の変更とか、心構えの変更とか、そういう検討がされているのか、あるいはその検討するときメンバーはどういう方が入っていただけるのか、ちゃんとした策定委員会というものを結成して校則を決められている、あるいは心構えを決めておられるのか、そういったところをお伺いしたいと思っております。

それと、前回に引き続き、ある中学校で起きている事件の経緯を詳しくお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あとは質問席にて随時質問したいと思ひますので、明快な回答をよろしくお願ひいたします。

○教育長（橋本吉史君）

おはようございます。11番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。

1、学校教育について、各校の校則はどのようになっているのかとお尋ねです。

各校の校則につきましては、配信している資料でお示ししているとおりでございます。

次に、校則の見直しは検討しているのかとお尋ねです。

校則の見直しや確認につきましては、校長の責任の下、各学校において毎年行われております。

次に、校則の決定権は校長にあるというが、校則を策定するときのメンバー、あるいは策定委員会等の設置は行っているのかとお尋ねです。

校則の策定の方法につきましては、各学校の状況に応じて異なりますが、基本的には運営委員会や職員会議において教職員間の協議や共通理解を行ったり、生徒会において協議したりしながら策定されております。

以上、御答弁申し上げます。

○11番（萩尾 洋君）

早速、各校の校則についてなんですが、資料を私は別冊でいただいておりますが、そこそこの中学校で生活規定、生活の心得ですね、学校の決まりとか、いろんな文言がありますが、規定と心得の違いというのは何でしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

ネーミングとしては、規定と言ったり、心得と申し上げたりしておると思ひますけれども、同じ校則だと思っております。

○11番（萩尾 洋君）

私、ちょっと調べたんですが、規定とは定められた規則の下に定められたものだと、心構えとはちょっと違うんじゃないかと思っております。

昨日、同僚議員が大空小学校のことを言いましたよね。ただ一つの約束と、自分がされて嫌なことは人にしない、言わない、たった一つの約束がこの小学校にあると。小学校と中学校は違うと思いますが、約束を破ったらやり直しがきく、校則を破ったら罰せられる、その辺の違いだと思うんですね。学校に来るとき、学校生活を送るときの心構え、僕はその心構えという言い方がいいのかなと思っているところです。

私が中学校のときには生徒手帳があつて、それに心構えに近い言葉があつたと思います。校則という縛られたような文言じゃなかったのかなと、原部長、おたくも、部長のときはどうでしたか、生徒手帳とかあつたと思うんですが。

○教育部長（原 信也君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、私たちも小中学校を卒業したのがもう40年ぐらい前でございまして、そのときは確かに生徒手帳というものがあつたような記憶がしております。

その中で、私がそれを詳しく、隅から隅まで見たという記憶もないんですけども、今になって思えば、その当時の私たちの時代と、今の生徒たちの時代が、若干環境も違うし、いろんなスタイルも違うという中で、今、その当時の私の時代と、今の生徒を比べることはなかなか難しい面があるのかなという感じをしておるところでございます。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

そうですね、生活パターンも環境も随分変わってきていますし、今、部長がおっしゃったように、かなりの違いが出てきているのは私も感じております。ですので、あるいは校則とか、そういう生活規定の違反者というのは把握されていますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

違反者の数とかについては把握しておりませんが、いずれにしても校則の運用等につきましては、ネーミングはいろいろございますけれども、いずれにしろ、児童生徒の内面的な自覚、そして内省を促して校則を自分のものにするという、自分のこととして捉え自主的に守るように指導していくというのが基本でございますので、校則であろうと、心得であろうと、そのような過程で指導していくということでございます。

○11番（萩尾 洋君）

また、生徒手帳の話に変わるんですが、生徒手帳がなくなったのはいつぐらいからなんですかね。私が学生時代、萩尾、生徒手帳をちゃんと見とくとよく怒られたんですね。それくらいだったんですよ、そのくらいの悪さしか僕はしていませんので。その生徒手帳があるのとないのとじゃ、僕は全然違うんじゃないかと思うんですね、ちゃんと読んどけよと。

じゃこういう、例えばこれは福島中学校、西中のもありますが、こういう文言を各生徒たちにちゃんと紙面で渡されているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

年度の頭に共通理解をするという原則がありますので、きちんと校則というのを配られていると考えております。確認はしておりません。

○11番（萩尾 洋君）

その校則とか、規定とかが、やっぱり生徒を縛りつけるようなやつじゃないかと僕は思うんですよね。ある程度大ざっぱで、やはり中学生は中学生、小学生は小学生らしく学校生活を送ってくれというぐらいでいいと思うんです。ツブロックは駄目だ、マニキュアは駄目だと、マニキュアをする子はいないと思うんです。してきたら、そこで罰すればいいと思うんですよね。1から10までこう見たら、私も覚えきれません、これ、はっきり言って。スカートの丈は膝がちょっと隠れるぐらい、男子のズボンはストレート、極端な補整はしない、分かっていると思うんです。

それで、これは生徒だけじゃなくて、各保護者の方もそういう規定とか心構えが理解してあるのかどうか、そこら辺の確認はされていますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

保護者の方々が全て理解をされているかどうかの確認はしておりませんが、当然、生徒さんが自主的に守っていくように指導をされるべき校則でございますので、保護者の御理解というのは各学校、得るために努力をしておられると考えております。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、その辺の確認はできていないということですね、各学校とも。やはり保護者の協力というのが必要じゃないかと思うんです。朝、家を出ていくときに「おい、おまえ、何かその格好は」とか言える保護者でないといけません。となると、やはり保護者の協力が非常に必要になってくる。生徒だけ注意してもですね、朝出かけるときに勝負かなど、服装とかを見たら、そうじゃないでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員おっしゃられるように、保護者の方の協力がなければ校則は絵に描いた餅になりますので、そのように考えております。

○11番（萩尾 洋君）

それと、昔はですね、小学校、中学校、非常に開放的でした。今見てみるとかなりクロー

ズですよ。やはり地域の方々の触れ合いの場がないというのが一つあると思います。やはり児童生徒が伸び伸びと学校生活を送れるようにするには、何が必要だと思いますか、教育長。

○教育長（橋本吉史君）

伸び伸びと生活するには何が必要かということですが、そもそもこの校則とって制定しているのは、やはり学校の中で規範意識を醸成する必要があるということ、それと、やはりまだ子どもたちが発達の段階にある、そして、学校という集団の中で生活をしていると、そのためにやはり一定の決まりは必要なんだろうと思います。

それで、どのレベルが伸び伸びなのかと、これはとても難しいと思うんですよ。だから、狙いは子どもたちがよりよく成長するためにどうしていくのか。先ほど言われましたように、我々が中学生の頃と今は全然社会の情勢も違います。保護者の考え方も違います。言うなれば、社会の常識も違っているのかもしれない。子どもの実態も変わります。

中学校でいいますと、例えば学校がとても荒れているときですね、そういったときにはやはり校則も厳しくなる。そういったことによって校則自体が変わってくるんだろうと思っています。

ですので、子どもたちが伸び伸び育つというのはとても難しく、そういった意味で学校の中のいわゆる校則というのは必要なんだろうと、教育的意義があるだろうとは思っております。

○11番（萩尾 洋君）

ある程度の校則の必要性は僕も理解できます。しかしですね、その伸び伸びと心豊かに学校生活を送れるように、先生たちは頑張ってもらわなきゃいかんと思うんですね、学校サイドとしても。

ある中学校で殺人事件が起きました。これは、ほかの教室に入ったらいけないという校則があったみたいで、わざわざ廊下に呼び出して、そこで持ってきたナイフで刺したと。大勢の目の前なら誰か止められたかもしれんですね。誰もいない廊下に呼び出して、そこで刺したと。しかし、どの校則を見ても、心構えを見ても、休み時間等ほかのクラスに入ってはいけないという校則はないんです。ある学校では、前回も言いましたが、ほかの教室に入ったら駄目だと、なぜですかと聞いたら、器物破損とか、いろんなことがあったら、あんたは責任取らないかんよというような先生の言い回しだったみたいですね。この辺、どう思われますか。なぜ入ったらいけないのか、これは規定、心構えには入っていません。しかし、ある先生はそういうことを言ったと、なぜ入ったらいけないのか、ちょっと教えていただけませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、校則としては明確に記載されているものはないというふうに我々も思っております。

ただ、一般論として、休み時間に勝手にほかのクラスに入らないということにつきましては、教室は個人情報等がたくさんある部屋でございますし、防犯上のこともございます。また、ほかの所属の部屋に入るというマナー上の問題もあるかと思えます。ですから、生徒指導を行う上の、一つのルールとして学校が指導するというのは十分あり得る話かと思っております。

○11番（萩尾 洋君）

その辺の理由をちゃんと説明できる先生がいらっしゃらなかったみたいですね。ただ単に入るなど、その辺の指導はやっぱり教育委員会としてお願いしたいなと思っております。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

校則であろうと、先ほど説明いたしました生徒指導上のルールであろうと、そのルール等が真に成果を上げていくためには、そのルールの内容であるとか、なぜ必要なのかということであるとか、そのことについて児童生徒や教職員、そして保護者の皆様の共通理解を持つことが大切だということは、校則を考えていく上で、ルールを考えていく上での基本だと認識しております。そのようにやっていかないといけないと思っております。

○11番（萩尾 洋君）

昨日の同僚議員の一般質問の中で、教職員に対する生徒指導力向上のために研修を行っているということが答弁書の中に書かれてありました。どういう方が、どのような研修をされているのか、その辺のところ。例えば、多分生徒指導ですから、いろんな面、防犯から、学校内の生活面から、いろんな指導をされていると思うんですね。どのような方が、どのような研修をされているのか、ちょっと教えていただけませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

生徒指導と学習指導におきましては大きな2つの柱でございますので、研修につきましては日々各学校でも組まれておりますし、市の教育委員会でも組んでやっております。全ての年齢層の方々において、基礎・基本につきましては繰り返しやっていく、基本的な考え方であるとか、マンツーマン対応であるとか、そういった基本的な考え方、対応の仕方等についての研修は続けております。

ただ、特に最近の傾向として、若年層の先生方が急増しているという現状がございます。生徒指導に多くの経験を持った熟年の先生方が多く退職していき、そして、経験の少ない若

年の先生方の数が増えているということで、特に市のほうで力を入れておりますのは、若年のほうの研修に力を入れております。ということは、基本的に当然分かっているだろうということであっても、それをさらにかみ砕いて、基礎・基本を積み上げていくというところに力を入れているということでございます。

○11番（萩尾 洋君）

その指導者とはどういう方ですかという問いも僕はやったと思いますが。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

指導者につきましては、もう様々あります。うちの学校教育課の指導主事が指導する場合もありますし、教育研究所の所長さんが指導されることもありますし、スクールカウンセラーの先生が指導されることもございますし、当然スクールソーシャルワーカーとか、とにかくその内容の一番長けてある方を講師として呼び出して、そして勉強しているということでございます。

○11番（萩尾 洋君）

そのスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーの方々は、例えば教職員の皆さんのためだけのソーシャルワーカーですか。例えば、学校生活の中で生徒が何か悩んでいるなど、先生が、私は専門家じゃないからスクールカウンセラーにちょっと相談してみるように言ってみようかとかいう類いのやつはないんですか。全て先生に対する指導・教育・研修のためのソーシャルワーカー、カウンセラーなんですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

先ほど私が申し上げましたのは、萩尾議員のほうが教職員研修のことについて伺われていると受け取りまして、そのようにお答えしておりました。

本来のスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーのお仕事は、当然していただいていますし、児童生徒の相談にも乗ってもらったり、御家庭の相談にも乗ってもらったりしておりますので、その本来の業務の空いた時間をつくっていただいて、御協力いただいているということでございます。

○11番（萩尾 洋君）

前回もお伺いしたんですが、ちょっとある学校が荒れていると、グループができてその子どもたちが、授業の邪魔はしないけど、ちょっと荒れた学校生活を送っていると。彼らは彼らなりに何か訴えたいところがあるんじゃないかと思うんですね。それをやはり先生たちが全面的に受けとめて、その子らの思いをやはり聞くべきじゃないかと。先生たちで駄目ならそういうスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとかを交えて、彼らの思いを聞くとかですね、そういった必要性というのはどう思われますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

萩尾議員御指摘の内容につきましては、全くそのとおりだと思っておりますし、萩尾議員に前回御質問をいただいた後も、校長先生と我々と、そういう話をしながら、ぜひ頑張りたいということで、アドバイスも差し上げておるところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

毎晩じゃないんですけど、新442号線をバイカーがワンワンやって行っています。彼らは自分を認めてほしいんですよね、俺はここにいるんだと。あれは心の叫びだと、ある偉いカウンセラーの先生が言われたんですが、まさしくそうだと思うんですよね。親にかまってもらえない、どうしようもない、そのはけ口がああいう形になっていく、それは私も分かります。長いこと精神科病院で勤務していましたので。しかし、それを全面的に受けとめれるような先生をつくってあげるのが、一つの学校教育、あるいは教育委員会の仕事じゃないかと思っているんですが、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今、萩尾議員のおっしゃられたことも全くそのとおりだと思っておりますので、前の議会の後からの話なんですけれども、その後スクールカウンセラーの先生にお願いして、生徒の心をどういうふうに受けとめていくのかとか、どういうふうにそれを返していくのかとか、そういう研修も組んでいただいておりますし、日々のケース会議、個々の子どもたちの様子について検討するケース会議にもカウンセラーの先生、スクールソーシャルワーカーの先生にもお越しいただいて、児童生徒の理解、またその対処について、日々のケース会議の中でも御指導を仰いでいるということでございます。

○11番（萩尾 洋君）

あれから半年ですよ。順次指導はしているということでお伺いしていたんですが、その情報は全く入ってこない。原部長、今の経緯をちょっと話していただいけませんか、包み隠さずに。

○教育部長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、包み隠さずにとおっしゃっていただいたんですけれども、やはり人それぞれ、生徒たちの個人的ないろんな問題もございますので、そこはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

この件につきましては、4月の終わりにある行為の関係でございまして、教育委員会のほうに御報告がございました。その結果が7月の下旬か8月に教育委員会のほうにも案件とし

て正式に学校から報告が上がってきたわけでございます。

その中で、どうしても不確定な、げなげな話じゃないんですけど、そういうことで対応するのはちょっと教育委員会としても不適切でありますので、その中でそのことが本当なのか、これはげなげな話なのかというところも精査する必要がございましたので、若干時間を要しましたけれども、せんだってからの一般質問のほうにもありましたように、いじめの原因、それにつきましては、それぞれの生徒さんの、議員も今おっしゃったように、家庭の環境であったり、いろんな要素がございまして、同じ子どもたちのそういういじめに至った要素はいろんなことがありますので、それにつきましては議員もおっしゃっているとおり、先日から課長も答弁をしておりますとおり、個々の案件に応じてそれぞれの生徒にはこういう対応がいいだろうということで、現在そういった中でいろんな機関の職員の方、当然教育委員会のほうも足を運ばせていただいた中で、学校のほうに現在指導をしておるといような状況でございます。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

指導しているとは、どのような指導をしてあるのか、課長答弁できますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

個々の具体的な指導の内容については、申し上げることは差し控えさせていただきますが、どっちにしろ、基本的な生徒指導の原点に立ち返って、生徒理解の在り方、また、生徒指導の手法等について指導してきたと、その中で、大事なポイントの一つとして上げたいのが、萩尾議員にも御協力の依頼をさせていただいたわけですが、地域の力というのをお借りするというのも、もう一つ学校のほうと話をしているところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

私も中学校に出向いて、校長とどれくらいですかね、長い時間ではなかったんですが、世間話から入っていろんな話をやってきました。やはり今、地域の力が必要じゃないかと、地域を巻き込んだ何かを考えなさいよという話をしてきたんですね。何かこう、対面する校長はね、引き腰だったんですよ。うん、ビックリマンみたいな顔をしてですね。分かりましたという返事はあったんですが、いまだに何の連絡もない。全面的に協力しますから、一緒にやってみましょうやと強く訴えてきたんですけどね。

やはり生徒らは、ある教師はこう言う、こっちの教師はこう言う、向こうの教師は全然違うことを言うとかですね、先生たちの統制が取れていないんじゃないかと思う。そういうグループの子たちは、誰に悩みを持っていったいいのかわからないような状況、ええ、面倒くさいと荒れてくるというような状況じゃないかと思うんですね。だからまず、学校のトップ

が教師をちゃんとまとめる力量がないと私は駄目だと思います。違いますか、教育長。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

今、議員御指摘のように、やはり学校は組織ですので、組織のトップとしての校長の力量、裁量、こういったのはとても大きいだろうと思います。まずは職員が安心して働けるきちっとした職場であるということ、それがあってこそ、やはり子どもたちは安心して学校生活を送れるんだろうと思っています。

ただ、一つお話をさせていただきたいことは、生徒指導といいますと、我々はどうしても消極的なほうの生徒指導ということを考えますが、そもそも生徒指導というのは、子どもの自己指導能力といいますか、これを育成することを目標としていますので、これは機能であって、学校教育全般の中でやっていくと、積極的な生徒指導はですね。ですので、そこでいうと、先ほど議員が御指摘のように、認めてほしいと、そういった欲求はともあります。ですので、一つは子どもには自己決定の場を与える、もう一つは子どもの自己存在感を与える、それと共感的な人間関係をつくる、この3つが生徒指導の3つの機能と言われます。そういったことを授業の中でも、あるいは日頃の生活の中でも、これを教員が考えながらきちっとやっていく、そういう組織をきちっと共通理解をして、校長の下につくっていくということがとても大事だろうと思います。

生徒指導に関しては、ここのいわゆる消極的な生徒指導ですね、問題行動があったり云々したときの対処ですけれども、そういったことを含めて、こういったことをやろうということを経営者がきちっと示して、それを基に上り口はそれぞれの教員で違うのは当たり前だと思うんですよ、それぞれの個性がありますから。それで、きちっと話ができる、話を聞いてやる人もいるだろうし、あるいはもうちょっと違う上り口を考える教員もいるだろうと思います。ですので、そういう意味でもトップがきちっと頭のところを、目標を示すというか、この子をこういうふうにしていきましょうよということを示してやるというのが、とても大事なことだろうと思っています。

○11番（萩尾 洋君）

確かに今、教育長がおっしゃるように、やはりトップは職場の環境づくりから入らなくちゃいけないかなと。働きやすい環境整備をやって、それから各先生たちを指導していく、これが一つのポイントじゃないかと思っています。そういう指導力とか、力量がないトップは、私はもう必要がないのかなと。

昨日の大空小学校ですけど、よく見ていたら子どもにつける4つの力とかあるんですね。人を大切にする力、自分の考えを持つ力、自分を表現する力、チャレンジする力、この4つの力を育てていこうということを書いてありました。まさしくそうだなと私も思ったところ

です。

全ての子ども学習権を保護する学校でなければ駄目だと、そういうことも書いてあります。学校とは、やはり学習をしに行く場だと思うんですけど、学習は学習、それは私は分かりますが、しかし、いろんな友だちと会える場、いろんな話をできる場というのも一つの要素じゃないかと、それを阻害するような校則であってはいけないのかなと、私はそう思うんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員おっしゃられるのは、もうごもっともな御意見だと思っております。ですから、我々が各学校で校則をつくる上で裁量権を持つ校長に対しまして、とにかく生徒さんたち、保護者の皆さん等の御理解を得て、教職員も含めて共通理解の上に立って校則を見直したり、新たにつくったりということが大事だと申し上げておるところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

2番目の、校則見直しは随時検討しているのかと、毎年行っておりますと言われました。もちろん決定権は校長にあるんですが、その見直しを行う段階で、ここに答弁の中にも書いてありますけど、教職員間の協議や共通理解を行ったり、生徒会において協議したりしながら策定しておりますと。

ここで、保護者の代表は、僕は父母教師会だと思うんですね、PTA、そういった方々はこの策定するときには入られないんですか。私たちが決めたよ、PTAも一緒に入って決めたいよ、ほかの保護者の皆さんもちゃんと理解して、子どもを指導してくださいねと言える状況を、僕はつくってほしいんですよ、学校内だけでつくるんじゃなくて。その辺はいかがでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

萩尾議員おっしゃられるように、保護者の皆様の協力というのがなければ、校則の有効な運用をする上で効果が出てこないとは思っておりますので、今、学校運営協議会とか、地域やPTA等が入ってある組織もございますし、PTAはPTAの理事会等もございますので、そういうところで校則の話合いとか、御理解を得るということをしていくというのはとても大事なことだと考えております。

○11番（萩尾 洋君）

やはり私の孫もその学校に行っていますし、来年、2人目の孫が行きます。今の状況じゃ僕はもうその学校には入れたくないと、親じゃないけどですね、祖父として。もうちょっとぴしゃっとした学校生活ができるような場にしてほしいと思っておりますので、御足労かけ

ますが、もうちょっと一生懸命頑張っ、周りから認められるような学校にさせていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

11番萩尾洋議員の質問を終わります。

午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

15番栗原吉平議員の質問を許します。

○15番（栗原吉平君）

それでは、皆さんおはようございます。新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延してから既に2年が経過しようとしております。最近はおミクロンという変異株の出現で世界中に感染拡大が続いておるところでございます。日本においては感染症は少ない状態ではありますけれども、事態が収束するまで気を緩めることなく、引き続き行政と市民が一体となった感染予防に努めなければならないと思っておるところでございます。

さて今回、私は一般質問の通告をいたしました。通告に従いまして一般質問させていただきます。

平成23年度から昨年度まで、第4次八女市総合計画は様々な施策に取り組みられてきました。これまでの取組を踏まえながら、次の10年間に向け、第5次総合計画が本年度より令和12年まで、安心して暮らせる仕組みづくりなど8項目の基本政策を掲げた方針が示されました。

今回、私の一般質問では、第5次総合計画の中に示された持続可能な開発目標であるSDGsに関連し、包括的な17の目標のうち、11項目の住み続けられるまちづくりなどの観点から質問させていただきます。

1点目は、令和4年までの5か年計画であります八女市地域公共交通網形成計画の中に持続可能な地域公共交通の体制について質問をいたします。

概要の中には、八女市が抱える公共交通体系の諸問題を解決するために、まちづくりや定住促進施策、福祉施策、観光振興等の地域戦略と連携しながら、鉄道のない本市にとって望ましい公共交通網を明らかにして、持続可能な交通体系の構築を目指すとあります。公共交通体制の主眼は、単なる人の移動の目的だけではなく、市政全体にわたる大きな役割を持っております。

今回、ふる里タクシー、路線バス、運転免許証返納制度等について、今後の方向性を伺い

ます。

2点目、八女市斎場基本計画について伺います。

昨年12月の全協で示された東部4施設を統合する考えが示され、3月の全協を通じ、今年度の一般会計予算にも斎場建設設計業務委託料25,960千円も計上されておりますが、その後、説明がなされておられません、これについてはどうなったのか、見解をお聞きいたします。

あとは質問席にて質問させていただきます。

○市長（三田村統之君）

15番栗原吉平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、持続可能な地域公共交通体制についてでございます。

最初に、ふる里タクシー、路線バス、運転免許証返納等についてでございます。

本市では、平成29年度に安心して心ゆたかな暮らしと交流を支える使いやすい公共交通を目指し、八女市地域公共交通網形成計画を策定し、これまで様々な施策を実施してまいりました。

路線バスとふる里タクシー、それぞれの役割につきましては、市外の移動及び市内地域間の移動を路線バスが担い、地域内における移動をふる里タクシーが担い、通院や買物などの市民の日常を支えています。

なお、来年度は八女市地域公共交通網形成計画の見直しの時期であり、新たな計画策定に向け取り組んでまいります。

運転免許証返納は、高齢運転者による交通事故の防止に向けた取組の一つとして、申請による運転免許の取消手続、いわゆる免許の自主返納でございます。高齢等の理由により自動車等の運転をやめ、有効期限内の運転免許証を返納したいという方が公安委員会に申請して免許を取り消す制度でございます。

本市では、満70歳以上の高齢者で免許の自主返納の届出をされた方に対して、八女市タクシー共通回数券を交付して支援を行っています。

次に、黒木斎場の建て替えについてでございます。その後、どのような説明がなされたのかというお尋ねでございます。

黒木斎場の建て替えの検討に当たっては、公共施設等総合管理計画や庁内協議に基づきながら、東部4斎場の統廃合を見据えた施設の候補地として調査を進めておりますが、現時点で説明会は実施しておりません。統廃合した場合の事業規模やスケジュール等の整理を行った上で説明会を実施いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○15番（栗原吉平君）

まず最初に、日頃からやはり中山間地域、特に山間地域においてはいろいろな市の施策、あ

るいは交通の利便性とか、そういったものに対して格段の御配慮をいただいております。特に各支所、私もよく回りますけれども、みんな一生懸命対応していただきます。ただ、私がバッチつけとときはみんなよく挨拶してくれますけれども、私も畑を上陽にも持つとるし、黒木にも持つとるし、時々地下足袋とか長靴で行きますと嫌な顔をされるときもございます。しかし、総じて本庁もそうだろうと思うんですが、支所の職員は一生懸命やっているというふうには思っておるところでございます。

今回、第4次総合計画が終わりました。そして、新しく第5次総合計画に替わるときに、例えば、福祉や、あるいは教育関係とか、いろんな小さな行動計画、施策計画がありますけれども、そういった問題点を積み残しながら第5次総合計画に入ってくるという大きな転換期だと思うんですね。この交通体制の見直しじゃないけれども、ここは、例えば、今年度から新しく第5次計画がスタートして、向こう10年間どのようにやっていこうかということが非常に頭の痛いところだろうと思うんですが、総合計画の総論の1ページに持続可能な開発目標であるSDGsの取組が示されました。基本的には、この目標に向けた今後の取組がやはり数値目標を掲げながら進められると思っております。誰一人取り残さない地域を目指して、きちっとやっていくんだということで書いてあります。

私は山間部の出身でございますので、中山間地域を多く抱えるところから、将来にわたって住民が安心して暮らし続けることができるよう、買物や福祉、学校とか、そういった交通手段というのはきちっと確保すべきじゃなかろうかと思っておるところでございます。

少し質問したいんですけれども、全てにそうだと思うんですが、自治体の仕事というのはいろいろあると思うんですけれども、公共交通網というのは、私、人間の体でいえば血管だと思っております。この血管がきちっとしとかないと、例えば、そこから何か不具合が起きると出血したり、あるいは壊死したり、そういったことがあると思いますので、全ての施策の根幹はこの交通機構にありやせんかと思っております。

その関連性から今から質問させていただきますが、ふる里タクシー、堀川バスについてはどういった利用状況とか、あるいは課題が積み残されているのか、ありましたら、課長のほうから御報告をお願いいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

乗合タクシー、路線バスの課題という御質問だと思います。

乗合タクシーにつきましては、運行を開始しまして10年が経過してきております。従前の定路線の福祉バス制度から乗合タクシーにすることによってドア・ツー・ドア、低料金、また、1時間に1本というところで、当初、運行開始時より実施をさせていただいています。

この部分につきましては、福祉バス制度よりもよくなっていた部分が大きいもんですから

大変好評で、一時期タクシーの利用者も増加をしていた状況でございました。

ただ、制度を実施する間でもっと便利な制度にならないかということは御意見としていただいておりますので、いかに今後利用しやすい制度にしていくのかというのが課題ではないかと思っています。

また、路線バスにつきましても、地域間の移動をメインに担っていただいておりますので、そういった部分でいきますと、例えば、ダイヤの問題でありますとか乗客のニーズ調査、そういった部分が課題になってくるんじゃないかなと考えております。

特に八女市におきましては山間部も抱えております。現在、利用される方の中には、やっぱり車がないと生活が難しいという御発言もいただいておりますので、その辺をどう公共交通で担っていくのかというのが今後の課題ではないかと思っていますところがございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

このふる里タクシーだけに質問をしてみますと、市内11エリア、平日のみですね、土日にしてくれという希望が大変多いんですが、それは置いておいて、平日のみの運用で、時間は8時から夕方4時までの8便ということになっております。最近は見直しか何かで増大を図られております。矢部も1台は増えて大変喜んでおるところでございます。

しかしながら、星野と矢部においてはエリア外には行けない、これが大きなネックになっているんじゃないかかと思っています。上陽町と立花町は、上陽町は黒木町へ行くとプラス100円で400円で行けます。立花町は八女市内へプラス100円で400円で行けます。しかしながら、矢部、星野というのはエリア外には行けないとなっております。この制度が始まって10年たちましたが、やはりここら辺りは見直しはできているのかなかと思っています。

部長にお伺いしますけれども、星野と矢部はスーパーもないし、大きな病院もないのにそこにとどまっておかなければいけないのか。エリア内には本当に住民は困っていらっしやいます。スーパーがあるかというとなし。生鮮食品も買えない。だからといって、かかりつけの病院にも行けないという非常に大きな問題があります。これは後ほどまた利用者のことで質問しますけれども、まず最初に、どうしてそこを解決できないのか、お尋ねいたします。

○企画部長（石井稔郎君）

お答えいたします。

今ある八女市の公共交通のネットワーク、これの一番核となる考え方としては、地域間の幹線は路線バスが担う。そして、地域内の移動については乗合タクシーでやるといったことで、線をつないでいる広域移動といいますか、旧八女市から矢部、あるいは星野まで1本の線で広域で移動する部分については路線バスを公共交通の主軸ということで位置づけながら、

旧町村の地域の単位で1時間内でそのエリアを回すという面の整備をやってきたというところが一番基本となります。

それで、今の考え方としては、議員御指摘の声が上がっていることは十分承知をしております。今は乗合タクシーにおいては、日中の時間帯でそういった地域間幹線の系統の路線バスが運行していないエリアの移動に対しては、先ほど例で挙げられましたエリア越えを実施しておりますが、基本とする地域間幹線系統の路線バスが通じているところについては、現在のところそういう声はありますけれども、幹線の路線バスを使用していただくということを前提とすることのシステムということでございますので、大変御不便をかけているという声はありますけれども、今幹線の路線バスを利用していただくということで考えているところでございます。

○15番（栗原吉平君）

例えば、上陽の山奥におる人がスーパーに行くときには、黒木のスーパーまで100円プラスで行ける。白木の人が八女市内の病院に行ったりするときにはプラスの100円。ところが、矢部と星野は公共バスを利用して行きなさいということになりますと1千円かかるんですよ。これは不公平という言い方はいけないかもしれませんが、何かその辺でどうも納得いかないというのが今までずっと私にはありました。幹線バスを利用しろと今、部長は言いましたけれども、じゃ、上陽には幹線バスは行ってないですかね。白木には幹線バスは行ってないですか。辺春には幹線バスは行っていますよね。辺春線は平山温泉まで行っていますよ、堀川バスは。ということは、今の理屈は私にはどうしても理解できない。これは副市長にお聞きしますけれども、そこら辺はぜひ考えていただかないと、どうも地域は遅れていけばどんどんそんなふうで離れていくような気がするんですけども、そこら辺はどうお考えですか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

今、部長のほうから答弁しましたように、もともと八女市内の公共交通機関の仕組みづくりは、基幹の路線バス、これを中心として、あとエリア内でのふる里タクシーという制度設計でスタートしたものでございます。この間10年利用していただいておりますけれども、その間に状況も変わってきて、今バスも本数が減っておる部分もありますし、そういう中で、住民の皆さん方には不便な面が出てきておる部分も、先ほど部長申しましたように、私どもも伺っております。

しかしながら、現在あるこの路線バスなり、エリアのふる里タクシー、これを運営していただいております交通関係事業者の皆さん、この皆さん方がしっかりした経営でそれぞれの地域を守っていただいております上にこれは成り立っておる部分がございます。そういう意味で、

エリア越えの部分でそれぞれの事業者さん方々の意見もまだございますので、新しい交通網計画の作成に当たりましては、使われてある皆さん方の御意見を踏まえながら、交通事業者の皆さん方とどこまで相互交流といいますか、相互乗り入れができるのか、路線バスを含めたところで、そこはしっかり議論した中で交通網計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

○15番（栗原吉平君）

協議会の中とか、あるいは第5次総合計画の中ではきちっと見直しとか、いろんなことをされていますよ。例えば、先ほど私が言ったように、1台じゃ足りないから増台しましょうという考え方とか、それから、今年の7月からは白木エリアの方が道の駅たちばなであったり、支所であったり、そういったところにも広げていますよ。そうすると、例えば、八女市はいいですねと私は言うんですけども、巡回バスまで出ているじゃないですか。そういうことを見ると、やっぱり第4次総合計画の課題として検討されたら、ぜひそこはしっかりやっていただきたいというのがあります。

デマンドと堀川バスのことについて聞きたいんですけども、先日、矢部に黒木集落というところがあって、ダムからずっと上がったところに公民館があって、そこに黒木のタクシーが来ていました。何でタクシーが来とるかなと思えば、タクシーば使わんと来れんとばいと言わっしゃっですよ。矢部にはタクシーの事業者はありますけれども、実質動いておりません。デマンドタクシーは1時間に1回電話すれば矢部の指定場所に行きますけれども、何でタクシーが来とっとやろうかと聞いたら、タクシーじゃなからんと行けれんとばいと言わす。それも黒木からタクシーで行くだけでも5千円かかります。往復10千円かかります。

要は、黒木の病院に予約しておるけれども、堀川バスで行こうにも、堀川バスの便がないというわけですよ。私は調べてみたんです。矢部支所近辺から出る堀川バスのダイヤを見たら、9時台と10時台にダイヤがないんですよ。これは調べてみたので分かる。10時台、11時台に、例えば黒木とか八女市の病院を予約したときにどうやって行けばいいんですかね。だから、この人が病院に行くためには、黒木からタクシーを呼んで来られたと。

デマンドタクシーと路線バス、これは利用しやすいようなダイヤに検討するということができないもんですかね。しっかり助けていただきたい。八女市の平たん部に住んでいる人は恐らく分かりますよね。便利だから、不便なところは分からんとですよ。不便なところは、便利なところが分かるとですよ。ぜひそういった面では、公共交通というのは助けていただきたいと思います。

それで、今年の8月、お盆の水害で県道浮羽石川内線が3か所で崩壊しました。これは山口部長も来てあるけん、分かりますけれども、八女香春線は同じ県道でも10日ほどで片側復

旧した。ところが、県道浮羽石川内線はいまだに獣も通れない道になっております。工事は市も県も一生懸命復旧されていますから、私はそれは言いません。しかし、その上流には6集落21世帯57名がおられます。この方々が支所まで来るのに車で30分から40分かかります。30分から40分かかるんです。議長はよう知っとるばってん、星野の際から鬼塚に下りてくる道と。杣の里から釈迦岳麓のところまで行って下りてくる道と。私も行きましたけれども、一番遠い方で支所まで40分。それから、八女市に行こうとしたら、バスに乗って1時間40分かけて、1,400円出して八女市まで来られます。総時間で待ち時間を含めると3時間ぐらいかかります。同じ八女市内の中でいまだに、それはもちろん道路の工事で止まっておりますけれども、迂回してもそれぐらいかかる。八女市の方が東京まで行くと、飛行機で行った3時間よりも遠くなるんですよ。これが今現実なんですね。これは一生懸命工事をやってもらっていますから、本当に私、あんた何しよっとかいと物すごく怒られます。

私も本当に悩んでいるんです。そういったところですから、ぜひこれはデマンドとバスというのは利用しやすいダイヤにしていだけないかということをお願いをしております。

そんな中、それにプラスして、今度は免許証返納も少しお聞きしますけれども、どうしても移動には車が欠かせません。まちなに行けば道路もいっぱいあるし、バスの路線も多いし、タクシーもある。巡回バスも通っている状態。しかしながら、最近、高齢者による交通事故が多発して、そういった報道が行われておりますが、免許証を返納しろ、返納しろと促す動きには、やっぱりどうしても私は賛成できません。

このような状況の中で、免許証返納については八女市としてどのような計画、あるいは講習とか指導が行われているのか、少しでいいからお聞きします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

近年、高齢ドライバーの危険運転によります事故が全国的に社会問題となっておるところでございます。高齢ドライバーの交通事故を防ぐためには、御自身の身体能力、運転技術などを自覚されて、それぞれに応じた安全運転を身につけていただくとともに、状況次第では免許証返納を決断していただくことも必要ではないかと考えておるところでございます。

現在、八女市では、先ほど議員おっしゃいました運転免許証の自主返納支援事業といたしまして、八女市タクシー共通回数券の交付を行いまして、高齢者の免許証自主返納を支援しておるところでございます。

一方で、自動車は高齢者にとりまして大変重要な移動手段であることも十分認識をしておるところでございます。

このような中で、高齢者の安全運転に資する支援事業といたしまして、八女市にはドライビングスクール、それから、高齢者安全運転支援装置普及促進事業を実施しているところで

ございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

どうしても返さなくてもいいような講習等が、やはり今言われましたように、市として充実していくということは大切なことではなかろうかと思っております。来年度はまた道路交通法も75歳以上の免許証更新のときには認知機能の検査をして、悪かったら停止か取消しになるようでございますし、しかも、来年の改正法もまたさらに厳しくなるようでございます。

今言われたように、例えば、安全装置の取付けとか、ドライビングスクール、この間、自動車学校に行きましたけれども、たくさんの高齢者の方々が受けていらっしゃいました。やはりこういったことを同時にきちっとしていくということは、これは田舎から車をのけたら何もするなということになりますので、ぜひ安全運転の講習はやっていただきたいと思いません。

これは一つちょっと問題なのは、タクシー券の利用状況を資料でもらっております。タクシー券の利用率については、今までの総合的な回数だと思うんですね。これだから低いとか高いとかいうことじゃないと思います。今までにこうした分で、これはプラスまでですから、85,000千円ぐらいに対して利用率が38%、だから低いということじゃないと思いますけれども、タクシー券を配ると、高齢者が堀川バスは利用できるんですかね。多分高齢者は割引券があるけん、割引券にまたこのタクシー券を使っていいのかどうか、こういったところもちょっとお聞きいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

免許証自主返納支援に係るタクシー共通回数券でございますが、議員おっしゃいますように、現在、堀川バスで利用することはできません。堀川バス独自の取組としまして、自主返納された65歳以上の方を対象に、路線バスの運賃を半額にするといった取組をなされておるところでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

堀川バスは高齢者は割り引きしているから、返納されたタクシー券は使えないということになるわけですね。

この間、堀江貴文さん、これは八女市のゆめタウンのそばに実家があるようでございますが、たまたまユーチューブで見よりましたら、堀江貴文さんがこんなことを言っていました。山の民が里に下りてくると。何じゃろうかと思えば、ゆめタウン通りが最近は大バブルだと言っていましたね。何でか分からんけど、やはり中山間地からどんどん下りてきて、ど

んどん家を建てるからバブルじゃなかろうかと言っていたんです。自分の実家が非常に土地が高騰していたとおっしゃっていました。

今こういう言い方はいけませんけれども、過疎地の過疎化ですよ。過疎地とは、矢部とか、私のところは全て過疎地なんですけれども、過疎地の中でも過疎化が始まってるですもん。限界集落よりも消滅集落がどんどん始まっているんです。こういった人たちをきちっと救うこと。若者は仕事でよそに出ていきますけれども、高齢者は命を守るために外に出ていくような体制じゃいかんと思うんですよね。だから、そこにはきちっとフォローしてやるということが今後必要じゃないですか。それは第5次総合計画にきちっとそう書いてあります。確かにいろんな形でコストはかかると思うんですが。

そこで、最初のデータですね。このふる里タクシーの利用者、堀川バスの輸送人員、これは資料を見てください。初年度はふる里タクシーは6万2,000人、これはどんどん減っていますよ。これは副市長にお尋ねしますけれども、このデータから、利用者が減っている。これは人口減もあるでしょう。利用者の重複もあるかもしれません。また、令和2年度はコロナも影響したでしょう。しかし、明らかに利用者離れが進んでいると思っています。この利用されなかった人たちというのはどのようにしているのか、どうされているのか、分かる範囲でお願いします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

利用者の減につきましては、当初の利用形態の部分、10年前の運転免許者の保有者等、それと年齢構成等、そういったことが10年で少しずつ変わってきておる部分もあるかと思えます。具体的に数字まで集計できておりませんが、そういった利用形態が変わってきたこと。それと、おっしゃっていましたお店の状況とか、買物に行く場合とか、昨日の答弁のときにもありましたけれども、買物難民の方、現実には調べたところ、周りのお子さんとか御近所の方と一緒に買って買物に行っているとか、そういった地域での互助的に日常生活をお過ごしいただいている部分で、そういったいろんな状況が変わってきている部分かと思えます。

ただ、これだけきちんとしたシステムをつくっておりますので、これをいかに維持していくかというのは、先ほどから栗原議員おっしゃっていただいておりますように、こういった形で利用形態を高めるのか、利用状況が使いやすいようにするのかというのは、利用者側だけの判断、行政だけの判断ではなかなか難しい面がございますので、その点については、交通事業者の皆さんとしっかり考えながら交通網の新たな計画を整備していきまして、御要望の点をなるべく救うという言い方は大変失礼ですけれども、補完できる、フォローできるような仕組みづくりにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○15番（栗原吉平君）

今、副市長もおっしゃったように、私もそう思っております。

1つは、やっぱり動かない、動けないというのがあって、それから、人の車に同乗する。電話して、ちょっとあんた乗せていってくれんねと。どうも使い勝手が悪いと。ふる里タクシーも堀川バスもどうしようもいかんばいというのがあるかもしれない。

それともう一つは、やっぱり買物難民で、どうしても息子とか娘から、下のほうに行った人から、ついでにおまえ来てくれんかと、動くからということで、そのついでにいろんな買物を頼むとか、そういったことで利用しない。だから、利用するように逆に仕向けていかんと、どんどん進んでいくと八女市の財政も負担になるし、あるいはいろんなコストがかかってくると思っております。

ですから、利用しやすいバスを考える。例えばの話ですが、八女市の巡回バスを見てみますと、小型でステップが低くて、ノーステップで非常に乗りやすいですね。利用しているお客さんがおるかどうかわかりませんが、矢部を走っているバスは大型で、ドアがぱさっと上がったときに、あの高いステップを見てお年寄りが乗ろうと思いませんか。私はあれには乗れないと思うんですよ。こういったこともバス業者と話して、乗りやすい、利用しやすいバスの体系をつくる、時刻もつくる、それが公共交通体制の協議会じゃないんですかね。それは第4次総合計画の中で盛んに課題として出てきているはずなんですけど、やっぱりできない。こういったことが連鎖的に起こってくると、こういった人数の体系になってくるんじゃないかならうかと私は思っております。

例えば、矢部から先、あるいは上陽から先はフリー乗降にすると、手を挙げて乗ってくださいと。その代わり乗った距離で料金は頂きますみたいのところですね。ノーステップにしてもらったりとか、僕はいろんな方法で利用客を上げるということはあると思うんです。

奈良県の奈良交通バスが、十津川村というところがあるそうです。そこの十津川村に行って1泊するならば、奈良市から4時間の往復のバス代はただというのがありました。こういったことも一つの利用客を増やすバス会社の取組だと思っております。ですから、バス会社もよくそういったところもアイデアを出しながらやったらどうなんだろうかと思っております。

それから、これは松尾副市長にも、前の課長の時代から再三再四私は言ってきました。高校生が下るのに、朝の課外授業に1時間早くしてもらえないか。朝、夕方の1時間遅くしてもらおうと、息子はクラブ活動ができてくるとぼってんということで、なかなかダイヤができなかった。だから、課外授業もでけん、それから、クラブ活動もでけんなら、下にアパートを借りて住まやんたいという人がいっぱいおりますよ。まち・ひと・しごとづくりの中で16千円という定期券の補助は確かに頂いております。それも大変うれしがっております。そういったことが必要じゃないかと思っております。

それをバス会社に言わせると、返答は、それはあんた、運転手不足で今は誰もおらんばいと。それからもう一方では、働き方改革で、そげん朝早う、そげん遅うまで働かせたらいかんという事情がいろいろあるようでございます。もちろんダイヤにつきましても、国交省の認可が下りないといかんと聞いておりますので、十分そこもしている。とにかく利用しやすい体系で持って行って、それでも乗ってもらえんなら仕方ないと思うんですけれども、それを努力せんで、少なかけん、少なかけんちゃ、それはいかんと思うんですね。

私、この間、八女のパーク・アンド・ライドに行ってきました。満車でした。これは八女市が新たに停留所を設置したり、それから、駐車場を広めたり、四、五年前に工事をしたやなかですか。だから、あれだけ人気があつて多いんですよ。平日満車でした。

一方、広川にもパーク・アンド・ライドがあります。行ってきました。昼間はたった3台。これはあんまり変わらんとおもいます。3台ですよ。停留所まで500メートル近くあります。だから、利用しにくいと利用しないんですよ。これは全てデマンドも堀川バスもそのようになっていると思います。そういったことで、多くの課題があるということは分かっております。しかし、八女市地域公共交通網協議会の中で、利用しやすい体系はどうしたがいいのかというのは幅広い議論が必要ではないかと思っておりますので、ぜひ防災安全課、商工観光課、それから、観光振興課あたりで、これは各課ばらばらにそういったことを計画するんじゃなくて、一つのワンセットで考えていただきたい。

免許証返納もするけれども、免許証を返納したと。例えば、午前中に八女市のお医者さんに行きたいけれども、行けないと。ならば、バスのダイヤは何時頃1便、私はダイヤを増やせとは言っていないよ。ダイヤのやりくりでどうにもなるような気がしてなりません。これについて副市長はどう思っていらっしゃいますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

バス路線については、一昨年、星野のところは交通遮断されて、迂回路をバスが回る時期もございました。あのとき堀川バスさんのほうとお話しさせていただいたんですけども、先ほどおっしゃった大型バスを小型にすりゃいいじゃないですかという話、なかなかそれも、車自体ができないとかいう面も、いろいろ交通事業者さんのほうにもあるようです。ただ、おっしゃっているように、朝早くは増やしてください、帰りは増やしてください、学生たちが通学しやすいようにという話はずっとお願いしているところです。そういった分、全ての面を含めまして利用しやすいように、交通網計画に反映できるようにしっかり議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○15番（栗原吉平君）

私、地元のことばかり言いよりもすけれども、議長、あんたの星野もそげんですよ。星野

の裏のバス停から行くともっと矢部より広いですよ、本当言ってね。これはあんたがこっち来てから一般質問したっちゃよかろうばってん、そういうわけにはいかんめえけんで、私一人でやっておりますけれども、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、次に移ります。

東部斎場統合計画について質問いたします。

現在、大体各4施設、築年数と御遺体の処理数というかな、だびされた人数というのは分かかりますか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

東部地区の斎場、火葬場のまず年数でございますけれども、黒木斎場が49年目ということになります。上陽が24年、矢部が35年、星野が24年を迎えるという状況でございます。

そして、利用件数でございますけれども、令和2年度の実績で申し上げますと、黒木が225件です。上陽が75件、矢部が24件、星野が45件、東部4斎場合計が369件、令和2年度の実績でございます。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

今の築年数は分かかりますけれども、条例では1体、2体と処理があると思うんですが、例えば、矢部の方が八女市の斎場で葬儀をされて、だびするのは途中の黒木でだびしてくるという方もおられます。だから、実際の数は違うと思うんですね。少ないからこうだということじゃないと思うんですが、この計画というのは、平成25年に公共施設等総合管理計画における協議の中で、黒木斎場の建て替え統合を検討していく。そして、統廃合というものを勘案して方向性を検討したいということで、第4次総合計画からこの計画はあったと理解しております。

昨年3月、議会の厚生委員会で、この計画は令和5年以降の見込みで、用地については基本計画を設定してからと議会広報には書いてあります。昨年12月に全協で八女東部4施設を統合して、統合する理由は、老朽化と旧式化と財政負担増から、黒木の現在の施設付近を候補地に行っていると説明がございました。今年3月18日に全協で八女市斎場基本計画について御説明がありました。昨年度はこの策定業務委託料として、決算の実績報告書で8,400千円、本年度は当初予算で25,960千円が計上されております。図面も明らかになりました。駐車場、火葬炉、用地としては黒木斎場がベストであると。

3月18日の全協の折に、私を含め3人の議員が質問をされております。お一人は、この計画は異論はない。ただ、地滑り地域に指定されている黒木斎場は調査が必要ではないかという意見でございました。もう一人の方は、昨年12月の説明を受けたが、閉鎖されようとして

いるところ、上陽、星野、矢部の理解を取っておかないと失敗しますよ。基本設計される前に、地域の説明と十分な理解を取っておいてくださいと意見が出されました。

この火葬炉計画という、これは上陽には議員さんがおられません。星野は角田議員と矢部の私、関係するのはそこでございます。黒木の議員は、自分たちの火葬場が新しくリニューアルしてオープンするわけですから、私は万々歳じゃろうと思う。旧ほかの町村の方はあんまり関係なかもんなど。直接関係あるのは私と角田議員の2人でございます。

これは副市長、そもそもこの基本計画を発表されましたが、基本計画というのは、住民の意向と協議を重ねて、どういった意見がよかったのか、それを反映してつくられたものじゃないんですか。そこはただ単に施設の建設の問題だけじゃないですよ、これは本当言って。今までまだ全然説明されていないということが、今、市長の答弁にもありましたけれども、それは確かに説明はしておりません。それはしていないですけれども、ずっと前から計画があつとに、計画を今年の3月にきちっと出していただいておりますのに、それは説明はいたしませんとおっしゃっていますけれども、何かそこらあたりが胸に詰まって、二、三日、星野の区長さんに電話したら、何かいそれはと言われました。私、今日は上陽の区長会長さんに電話しました。全く存じ上げておりませんという回答でございました。こういったことは第5次総合計画がスタートする今年4月に、ちゃんと区長さんにはこうなっていますよということはおっしゃっていただくべきだったんじゃないかなと思っております。この件については、課長どう思いますか。

○環境課長（石橋信輝君）

まず、基本計画において、統廃合ということは公共施設の総合管理計画の中でも以前からうたっていたことでありまして、それを最も古い黒木斎場の建て替え、このことを考えていく中で統廃合も検討していくという道筋の中で、黒木斎場を今建てる現有地ですね、ここで統廃合を踏まえた規模の施設を検討していきたいということを基本計画の中ではうたっておりまして、具体的な建築スケジュール等、そういったものは計画の中には織り込んでおりません。

今年度基本設計の予算をつけていただきまして、その中でまた敷地の測量とか建物の規模とか、そういったものを詰めていき、事業費等を積算して、今後のスケジュールの工程案とか、そういったものをもって住民説明会に臨んだほうが、住民の方々も判断材料とか整うのではないかと、そういった思いは持っておりましたので、まずはこの設計業務をやらせていただいて、住民説明会をしっかりとやらせていただきたい、そういう考えでございます。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

私が聞いているのはそこじゃなくて、基本設計、基本計画というのは、副市長、住民の人

たちから意見を吸い上げて、その住民の人たちがどういった意見なのかというのを十分基本設計に反映した形で基本計画を提示するんじゃないんですか。先に基本計画だけ出して、これをお願いしますよ、これで説明しますよという言い方よりも、この計画というのは、これは人の尊厳というか、私も矢部で生まれて、結果的に矢部の空に上がっていきたいというのが私の本望なんですよね。これは誰でもそういう思いがあると思うんですよね。だから、こういったことはよりソフトに、よりの確にきちっと段階を踏んでいかんと、拙速にただ建物を建てますよということじゃなくて、僕は必要じゃないかと思っておりますが、これはどうお思いですか。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

3月の全員協議会の折に、基本計画ができましたという御報告をさせていただいて、その中で住民説明が行われていないことを御指摘いただきましたし、今後どうしていくのかという中で、しっかりと説明していくと答弁させていただいているところです。

そのときの5年をめどにと私どもが思っていた理由は、新庁舎の問題がございまして、財源的にも起債を借りるということも含めて、新庁舎が終わらないとできないだろうという思いでございましたので、財政とも話をして、令和5年度以降になるよと。その段階で、要するに、着工時期というのはそのぐらいになるだろうと。そういう思いがありましたので、そういったことも含めて住民説明会はできるのではないかと考えていましたが、実際には庁舎建設は凍結になりましたし、説明するタイミングというのは、少しそのタイミングでは逸したなど。

そういうときに、今度は夏に熱海のほうで土砂災害が起こったこともありまして、果たして現在あそこにあります黒木の斎場を、あの急傾斜の地滑りが起こるところで本当にいいのだろうかという声も実際に地元のほうからも出てきているという話をお聞きして、今基本設計のほうに入っておりますけれども、どれだけの工事を行わないと、あそこに本当に公共施設を建てていいのかどうかの問題も含めてあるのではないかと。そこを思いますと、しっかりと、先ほど言いましたように、時期も含めて、本当にあの場所でいいのかも含めて、基本計画、基本設計が上がってきて判断しなければ、とても今の段階で住民に説明するのは難しいだろうと思っております。

おっしゃるように、住民にしっかりと説明していかないといけないものだと十分認識しておりますが、今私が住民の方に自信を持ってこのように進めていくという説明をする段階にはないと思っておりますので、しっかりとその辺の基本設計が上がってきて、状況を判断させていただいて、説明できるものがこちらにしっかりと出来上がった上でやっていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

恐らくこれに異論を申すのは、ほかの議員は賛成でしょうから、私と議長ぐらいは、やっぱりこれはもうちょっとあれが必要であるということで、私はそう思うんですね。

昨今のように、非常に地球温暖化において土砂災害が頻繁に多発するようなどころがあると、いまだ半年たっても、そうやって支所まで出てくるのに40分かかかるような人もおる。そういったところを、ただ単に公共施設をまとめました、火葬はあそこでしてくださいという簡単な言葉じゃいけないと私は思っております。ここらあたりは住民も非常にナイーブになっておりますので、ぜひ考えていただきたい。まず用地とか、いろんなことよりも地元説明が先じゃないかと思っております。

最後に、市長にお伺いしたいんですけれども、9月に私の義理のおやじを矢部の火葬場でびびりに付しました。そのときに係員さんに聞いたら、まあ、立派ですよと言われる。どこが老朽化しておるか分からんやったです。まあ、立派ですよと、まだこれはしばらく——しばらくという意味がどこにあるか分かりませんが、まだ立派にきちっとなっていますよと。私は確かに市の負担も太うなるかもしれんけれども、この事業については凍結して最初からもう一遍見直すと。凍結して最初から見直さないと、これはどうも上陽、星野、黒木の住民の人たちは納得しないんじゃないかなろうかと思っております。これについてどう思われるか、市長は。私、今大事なところをしゃべっていると思うんですよ。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

先ほど最初の質問でもございました交通網の体系の問題も重要な課題で、住民の皆さん方の御苦労がないように我々は努力しなきゃいけませんけれども、ただ、いわゆる堀川バスですとかふる里タクシーだけの問題ではなくて、これは地域でまた協力しながら、助け合いながらやらなきゃいかんという福祉の関連の部門とか、いろんな分野の方々の協力を得ながら、そういう方々を守っていくということを考えていかなければならないと思っております。

また、黒木斎場の問題は、今、課長からも答弁がありましたように、まだ具体的に基本設計ができていないわけではございませんで、十分検討しながら理解を求めていく手だてはしていかねばならないと思っております。

ただ、時代の流れとともに大きな地域の変化もございます。そして、そういう中で、全て従来の状況から考えて、今日のまた住民の皆さん方のニーズを同様にやっていきますと、まず財政的に行き詰まることは間違いありません。できるだけ我慢いただくところは我慢をしていただく、そして、時代が求める、人々が今日求める課題は積極的にやらせていただく。そういうことで私どもは考えておりますので、その点もひとつ御理解をいただきたい。

やはり大事なことは、将来、財政的にもいろんな分野で次の世代を担う若い方々が苦勞しないでいいように、その体制づくりをするのがこの10か年計画であるわけですので、そういう中の重大な課題の一つでももちろん黒木斎場の問題はございますので、しっかり検討はしてまいりたいと思います。

○15番（栗原吉平君）

そうですね。全く市長の言われるとおり。だからこそ、住民の説明をきちっとやってするというのが当然だろうと思います。

私は第4次総合計画も賛成しました。第5次総合計画も賛成しました。そして、本年度の予算でありました設計委託料にも賛成をいたしました。これは何でかということ、建てる前にきちっと住民の皆さんの意見を吸い込んで、そして、それを説明して、皆さんの了解を得るというのが、それは皆さんからそう説明を受けたから私は賛成したんです。ですから、そこはやはり、今これがとてもじゃないが、そのまま進められるととんでもないことになりやせんじゃろうかと思っておりますので、今、市長の答弁のように、十分説明をされて納得する、住民の人に意見を聞きながらやっていけたらいいなと私は思っております。

私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

15番栗原吉平議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

日本共産党の森茂生でございます。しばらくの間お付き合いのほどよろしく願いいたします。

まず第1点目に、新庁舎建設について質問を行います。

今年3月の全員協議会において、新庁舎建設予算を凍結すると発表されました。しかし、半年後の9月には凍結を解除すると表明されました。凍結解除の理由について改めてお伺いをいたします。

2番目に、不登校対策について質問を行います。

朝日新聞の記事では、2020年に不登校とみなされた小学生は6万3,000人、中学校は13万2,000人、合計の19万6,000人と過去最高になり、不登校の55%が90日以上欠席し、8年連続

して増えていると報道しております。

2021年11月のNHKスペシャル「子どもの“声なき声”」では、中学生の不登校が約11万人、登校しても教室に入れない、教室で苦痛に耐えているだけといういわゆる隠れ不登校が推定で約33万人、合計すれば約44万人もの中学生が学校には行きたくないと考えている現実と放送しております。

11月28日、西日本新聞社は、福岡県教育委員会がまとめた2020年度の公立小中学校の不登校数は過去最高の9,565人と報道しております。最近、国立成育医療研究センターの小・中・高のアンケート調査で、実に38%が直近の1週間で学校に行きたくないと思ったことがあると回答しております。愛知県では中学校3年の生徒が同級生に刺されて死亡するという事件も起きております。

さらには、今年度の上半期の子どもの自殺は、過去最高だった2020年度の203人を上回り、既に234人が自殺と報道しております。コロナ禍の中、子どもたちをめぐる問題は非常に深刻な事態になってきているのではないのでしょうか。これは決してよそごとではなく、八女市においても深刻な現状があるのではないかと思われます。

不登校対策について、3点について発言通告に従いまして質問を行います。

詳しくは質問席にて質問を行います。よろしくお願ひいたします。

○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

新庁舎建設についてでございます。

まず、新庁舎建設凍結解除の理由はというお尋ねでございます。

予算凍結の理由としておりました新型コロナウイルス感染症対策において、国、県の対策に加え、これまで第10弾に及ぶ市独自の支援策やワクチン接種が順調に進んでいること、また、建設事業の実施により、コロナ禍で疲弊した店舗、事業所を含め、市内経済の活性化が期待できること、さらに、国、県の財源の有効活用に関すること、その他、建設物価が上昇傾向にあることから早期の工事の発注が望ましいことなど、総合的な観点から判断したものでございます。

なお、この点につきましては、9月議会最終日の9月15日に、その理由について全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○教育長（橋本吉史君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

2、不登校対策について。

不登校の現状をどのように認識し、今後どのようにして不登校を減らそうと考えているの

か、その対策はとのお尋ねです。

全国的な不登校児童生徒数の増加に伴い、八女市においても増加しております。一人一人の状況に応じて適切に対応していかなければならないと考えております。

不登校児童生徒への対応策としましては、あしたば通室生への学習支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室等の関係機関等との連携を図るとともに、各学校の取組への指導、支援、千葉大学との連携による「勇者の旅」プログラムの実施などの取組を行っております。

次に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）をどのように理解し、どのようにして法の精神を実現しようとしているのかとのお尋ねです。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律につきましては、国及び地方公共団体が教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的として公布されたと理解しています。

また、この法律の精神を実現するために、学校における取組への支援、学習支援を行う教育施設の充実等に取り組んでおります。

次に、不登校対策として小規模特認校導入の考えはとのお尋ねです。

八女市における不登校の原因の多くが無気力・不安、親子の関わり方、生活リズムの乱れなどにあること、教職員の働き方改革を進める必要があることなどの理由であるため、現時点で不登校対策としての小規模特認校導入の考えはございません。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（森 茂生君）

まず最初に、新庁舎建設についてお伺いしますけれども、先ほど市長が言われましたように、全員協議会において、その旨は十分説明をされております。当然私も聞いております。

しかしながら、どうしてもこれほどまで早いとは正直言って私は思いませんでしたので、あえてここでまたお尋ねしますけれども、その前の凍結されるときは全員協議会で、コロナの影響なり、経済的ないろんな影響が続いているときは解除しないという方向で考えていらっしゃるということに理解してよろしいんでしょうかという私の問いに、市長がやはりコロナウイルス感染症の状況が一番だろうと思います。今後、コロナウイルス感染症がある程度収まっても、その影響というのは続くわけですねということで、そうすると、かなりの時間を要することではないのかと私は思っておりますと言われておりました。そのために私は、確かに今コロナの新規感染者はほとんどないような状況になってきておりますけれども、その一方で、また新たな変異株が、国境を閉鎖するという、外国からの飛行機を閉鎖するという事態まで来て、いつまた感染が始まるのか戦々恐々としているのが現状ではないかと思っ

ております。

また、その影響というのは、むしろ遅れて経済的影響はやってくると言われております。リーマンショックよりもひどいのではないかと一部で言われておりますので、今後、また経済的影響がひどくなってくると思っております。そう思っておりますから、もう少し様子を見て解除してほしかったなという私の思いです。

ですから、私、11月の終わり頃、久しぶりに本庁に行きましたら、前の駐車場は見る影もなくほとんど掘り起こしてありました。はあ、もう始まったかなと私は思ったわけです。ですから、既に始まっているということでもありますので、ここで今さら私が幾ら言っても始まりませんけれども、私の意見だけはきちっと申し述べたいということで、あえてこのようなことを質問したところです。何かありましたら。なかったらもういいです。ありませんか。

○市長（三田村統之君）

9月議会から、あるいはまた全員協議会、そしてまた本日、この庁舎建設に着手いたしましたのは、私どもとしては逆にいいタイミングであると。いいタイミングというよりも、むしろ、ここでやらないと財政的な問題に非常に大きなマイナスの要素が出てくるのではないかと。御承知のとおり、御説明したように、国から約7億円を越す補助金を実は頂くようになりまして、これが、新年度に替わって新たにこの制度がもらえるかどうかというのは非常に微妙な状況であると判断いたしておりまして、将来の長い目で、今後の次の世代の皆さん、そしてまた、市民の皆さんがこの庁舎で心豊かに交流を深め、安心して、災害発生時には避難場所として様々な機能を含めたこの庁舎でありますから、私どもとしては一日も早く完成して、そして、次の世代に譲り渡していくということが今日の行政の責任だろうと思っております。

○17番（森 茂生君）

了解しました。

2点目についてお伺いをいたします。

教育委員会より資料を頂いておりますけれども、現在、小学校不登校が41名、中学校が74名、合計の115名ということですが、この人数だけ聞いても、これが果たして多いのか少ないのか、なかなか分かりづらいわけですので、1,000人当たりのも出していただいております。小学校が41名ですけれども、これを1,000人当たりになると13人という数字が出てきます。ここに都道府県別1,000人当たりの不登校生徒数ということで順位が載っております。小学校の場合、1番は島根県14.3人です。これはあくまで県の平均ですので、この中でも多かたり少なかたりはあるかと思えます。ただ、県の平均が14.3人となっております。その次が沖縄県の12.4人です。福岡県の平均が9.6人です。ということは、13人ということは島根県に続く不登校の人数ということになります。一概に比べるわけはいきません、

これは県の平均ですので。ただ、目安としてどれくらいなのかということを知るために、あえて県の平均と比べているというだけの話です。

中学校が74人、1,000人あたりにしますと55人です。中学校の県の順番でいきますと、宮城県が51人でトップです。福岡県の場合、44.7人です。ですから、中学校の場合、55人というのは1番の宮城県の51人より大分多いということが出てきます。

こういう結果から、八女市の不登校は少なくとも多いほう、あるいは一番多いクラスに入るのかなという気がしております。いかがでしょうか。この数字をどう見てありますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

資料にお示ししておりますとおり、八女市におきましては不登校の数が大変多いと。きちんと取り組んでいかないといけないと考えております。

○17番（森 茂生君）

そういう認識であれば言うことはありませんけれども、多いという認識は持っていらっしゃるということで確認をしておきたいと思います。

これは一般的に言われていることですがけれども、この不登校のうちに90日以上欠席している児童生徒、これも出していただいております。小学校が41名中、21名が90日以上、そして、そのうち10日以内しか出席していない人が5名、全く登校していない人が1名、中学校の場合、74名中、90日以上長期欠席者が35名、このうち10日以内しか出席していない人が9名、全く出席していない子どもが2名と資料を頂いております。全体からすると、長期欠席者の中の約半分、48%が90日以上長期欠席者というのがここに数字が出てきております。全国平均は54.9%ですので、若干全国平均より下回っております。

それから、15日から30日まで欠席している児童生徒、これは不登校ではありませんけれども、ここにきちっと対応しなければ不登校になるおそれが非常に強いと思っております。ですから、数字を出していただきましたところ、小学校36名、中学校24名、合計の60名が15日から30日欠席している児童生徒ということになります。

これは不登校と直接関係はございませんけれども、ついでにいろんな質問をさせてもらっております。

病欠で30日以上欠席している児童生徒、これが小学校で7名、中学校で9名ということのようです。そして特別支援学校、昔は養護学校とか言っていましたけれども、そこに通っている生徒が28名、そして、特別支援学級、発達障がいなどあって、通常のクラスに在籍している場合もあれば、通っている子もいるかと思っておりますけれども、特別支援教室というのがつくられておりますけれども、そこに通っている児童生徒が144名、不登校の生徒より特別支援教室に通っている子どもが多いということになります。

これを全部足してみました。そしたら、365名という数字が出てきました。そういう病気がちだったり、発達障がいのおそれがあって特別支援教室、あるいは不登校、それらのものを私なりに計算して、365名がそういう問題を抱えている小中学生かなと思ったわけですが、福島小学校が435名です。長峰小学校が378名です。ですから、長峰小学校の全児童ぐらいの生徒が何らかの格好で欠席とか、いろんな問題があって通常の学級ではないところ、あるいは不登校ぎみだったり、これは私自身の解釈ですので、あえてこれを云々は言いませんけれども、非常に多い、長峰小学校に匹敵する児童の子がいると私は理解をしたわけです。

この不登校の裏にはいじめ、虐待、暴力、差別、貧困、病気、ありとあらゆるものが後ろに隠れているのかなと思っております。ですから、まず不登校をきちっと把握し、大きい問題にならないうちに手を打っていく、不登校を少なくしていく、これは非常に重要なことだと思っております。

脇道にそれますけれども、私が小さい頃、学校には義務教育だから行かにかいかんと習ったような気がします。ひとりでに思っていたかもしれません。私の子どもも小学校か中学校のときに私に言いました。義務教育やけん行かにかでけんやろうもんと言いました。どうですかね。義務教育だから子どもは行かにかならんのですか。素朴な質問です。

○議長（角田恵一君）

森議員に申し上げます。

先ほど発言の中で、特別支援学校在籍者及び特別支援学級の在籍者を数的にトータルされた発言がございましたけれども、やはりこのトータルした数字は森議員の個人的考え方があるかと思えますけれども、少し違う合算の仕方であると理解しましたが、その辺は替えるつもりはございませんか。

○17番（森 茂生君） 続

あくまで私ながらと言ったつもりです。これを公式の云々とか言うつもりは毛頭ありません。私は一応目安として言っただけです。替えるつもりはありません。

○議長（角田恵一君）

はい、分かりました。

答弁できますか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

義務教育だから学校に行かなくちゃいけないのかという疑問だろうと思いますが、法律によりますと、御承知のように、憲法、教育基本法で普通教育を受けさせる義務というのがうたっています。これは保護者ですよね。それと、学校教育法には就学義務というのがあります。これが大前提で、結局、この後の議員の質問のほうにもありますが、先ほどの教育機

会確保法、これの検討の折にもこの就学義務のことがとても課題になったという検討結果と
いうか、検討経過というか、そういうのがあります。ですので、それを教育機会確保法の中
でも、いわゆる学校教育法に記載してある就学義務、これを基にするということになってお
りますので、基本的にはそれが大前提ですので、就学義務はあるということになるかと思
います。

○17番（森 茂生君）

憲法によりますと、教育基本法、子どもの場合、これを受ける権利ですよね。そして、ほ
かの大人が受けさせる義務と理解されております。教育基本法の義務教育、さっき言われま
したように、普通教育を受けさせる義務があるとなっています。そして3番には、「国及び
地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び
相互の協力の下、その実施の責任を負う」、責任を負わされているのは国であり、地方公共
団体だと私は理解しております。

問題はここです。ですから、当然出てこない子どもがいれば、例えば、7日間出席しない
場合は、今度は出向いていっていろいろしなさい、教育委員会に報告しなさいという施行令
第20条になっています。ですから、不登校の子どもがおれば放置しちゃなんですよとい
うことで、そして、7日以上すれば教育委員会に報告しなさいよということで、それは当然地
方自治体はその義務を果たすためにそういう措置を取って、問題があればすぐ対応する、こ
れが今までの流れかと思っております。

ですから、子どもが教育を受ける義務ではなく、教育を受ける権利、このように普通は解
釈されております。そして、特に最前線に立つ学校、そして、教育委員会は受けさせる義務
がある、こう理解されております。ですから、当然不登校がいると対策を取らにやいかんし、
問題が起こればすぐ一番に行ってせにやでけんというのは、法的根拠は私はここにあると理
解をしているわけであります。

ちょっと早口で言いますけれども、日本の教育の現状が、教育環境が諸外国に比べて非常
に劣っていると言わざるを得ないのがあります。例えば、政府の総支出に対する教育予算の
比率、これは日本は7.8%です。OECD平均は10.8%、一番多いチリの17.8%の半分以下
ということになって、表がずらっと載っていますけれども、43か国中、40番目です。これは
文科省が出しているGDP、国内総生産に対して日本の教育予算の占める割合、これはこう
書いてあります。データの存在するOECD加盟国の中で最下位であると。これは文科省が
言っているわけですので、そのような状況です。非常に予算的に少ないというのが現状か
と思います。

もう1点だけ言うておきますと、先生たちの満足度、中学校の教師に職業を選び直せるな
ら、再び教職に就きたいかという質問に対して、日本は54.9%、OECD平均が75.6%、多

いところは90%を超えています。非常に先生たちの生きがいといひましようかね、その職業に対するあれが低いというのがばっちりここに出ております。37か国中、最低ということで載っております。

多いのもあります。多いのも言っておきますと、小学校の1クラスの生徒数、これはチリが1番で、日本が2番目です。そして、中学校はチリ以上に多く、世界で一番1クラスの学級数が多いということでもあります。時間の関係で詳しく言いませんけれども、数字はきちっと出ておりますので、よろしくお願ひします。

そういう状況ですので、なかなか先生たちも自信を持ってといひましようか、よその諸外国に比べればなかなか職業に自信を持ってないという状況が出てくるわけです。先ほども言われていましたけれども、やっぱり先生たちが安心して仕事に打ち込めるような環境をつくる、これが大切だと言われましたけれども、現実的に諸外国と比べてそうはなっていないのかなと思われまひます。これは外国との比較ですので、一概にこれが云々とは言いませんけれども、一応の目安として、これを見ておく必要があると思ひております。

時間が過ぎております。一応ちょっとここまてばあつと言ひてきました。

その2番目の問題ですけれども、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律、これは2016年、5年ほど前にこれが出て、現在に至っているわけですけれども、この法律によって何が一番変わったのか、今までと何が一番違ひうのか、どうなっているのか、お伺ひします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

教育機会確保法の基本的な考え方として、通知等でもありますけれども、大きく2つ柱としてあると考えています。

1つは、支援する場合は学校に登校するというこ、結果のみを目標とはしないと。児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると、これが大きく変わったと考えております。

2つ目は、不登校のきっかけとか継続理由に応じた適切な支援、働きかけというのを行う必要があると。やはり個々の事情とか、そういうのもございますので、そこに着目して対応をしていきなさいということで我々は認識しておるところでございます。

○17番（森 茂生君）

私がちょっと調べてみましたところ、今まで当時の大臣が言ひていたのは、第11条に学習支援を行う教育施設の整備等、そして、第12条が学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握、そして、第13条に学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援ということになっておりますけれども、当時の大臣が言ひたのは、基本は第13条

だと。暗に学校に必ず登校せにゃいかんのじゃないごと、この法律によってなりましたと。暗にです。明確には書いていないんですけども、学校以外の場合も、場合によっては登校したとみなすということで、実際、お尋ねしましたところ、病院から1人、インターネットを通して2名ほど出席ということにされているようです。こういう問題、細かいことはまた後に譲りますけれども、そういうふうで、実際この法律が動き出しているわけですけども、一つ変わっているとはおかしいんですけど、目的の中に、「教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり」云々となっております。児童の権利に関する条約など、いわゆる子どもの権利条約です。これに基づいてやっているんですよというのが冒頭にまず出てきます。

そして、子どもの権利条約がどうかといいますと、内容まで踏み込みませんが、この趣旨にのっとって当然批准をしている国が1,961か国と言われております。日本も承認して25年たっているということで、これをきちっと監視するために子どもの権利委員会というのが国連の中に設けられて、その子どもの権利委員会が各国にきちっとやりよるのかチェックをするようなことが行われております。5年に1回いろんな勧告をしたりやっておりますけれども、教育に関してだけでいいんですけども、この子どもの権利委員会が日本国政府にどういう勧告をしているのか、もし御存じでしたらお伺いします。

○議長（角田恵一君）

答弁できますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

申し訳ありません。資料を持ってきていないので分かりません。

○17番（森 茂生君）

ちゃんと発言通告しておけばよかったですけれども。

これが教育に関してですけれども、非常に問題意識を持って毎回子どもの権利委員会が日本に改善を求めて勧告しているのがあります。日本政府の提出が遅れて、第4回、第5回と一緒に報告書が出ている模様です。

そして、こうなっています。前回の勧告を想定し、締結国が以下の措置を取るよう勧告するという事になって、前回の勧告、これを読まないで理屈が分かりませんので、長くなりますけど読みますと、中心部だけ読みます。委員会はまた、高度に競争に関する苦情が増加し続けていることに懸念を持って留意する。委員会はまた、高度に競争的な学校環境が就学年齢にある児童の間でいじめ、精神障がい、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性があることを懸念するとなっております。極端に競争的な環境による悪影響を回避する目的とし、学校及び教育制度を見直すことを勧告する。締結国が同級生、その間でいじめと闘う努力を強化し、及びその措置の策定に児童の視点を反映させることを勧告するとなっております。

す。

もうちょっとありますけれども、飛ばします。

そして、一番新しいのが、いじめ防止対策推進法に基づく効果的ないじめ対策並びに学校におけるいじめ防止キャンペーン、いじめを防止するための反いじめプログラムキャンペーンを実施すること、そして、ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること、このような勧告がずっと今まで勧告のたびに出ているのが現状です。

ですから、冒頭に申し上げましたように、国全体の予算が少ないという面もありましょうし、いろんな面で今ひずみがたまって、再三子どもの権利委員会が勧告しているにもかかわらず、抜本的な対策が取られていない。やっぱりここをきちっと国が認めて、予算も増やしてちゃんとやらんと、私はこの法律がなったから解決するとは毛頭思っておりませんし、これぐらいの小細工で問題が解決するわけではないと思っております。

しかし、ここは国会の場ではありませんので、これを幾らいろいろ言っても始まりませんので、そのような状況にある大きな視点をまず一回教育長自身が把握される必要があると思ったから、ちょっと長くなりましたけれども、世界情勢を含めて申し上げたところです。

こういう状況にありますけれども、それでも国の措置を待ってもこれは始まりませんので、やっぱり八女市でできることは八女市でしっかり取り組んでいく、これが必要だろうと思っております。

次に行きます。

この法律が学校以外でもいいですよということになりましたので、それについて、今度は通知が来ているかと思えます。令和元年度の10月25日、この通知をまず読まれたかどうか、そして、この通知に具体的に書いてありますので、どのように対処をされようとするのか、お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

その通知に基づきまして、大きくは2つ柱として取り組んでおります。

1つ目は、議員が先ほど来から子どもたちの権利のことをおっしゃっていますけれども、やっぱり学ぶ権利があるものですから、学ぶ場の保障をしていかなければならないというのが一つの柱でございます。ですから、指導要録上の出欠の取扱い等につきましましては、校長会と連携しながら弾力的に対応をしていけるようにしておるところでございます。

2つ目は、ICTの機会を有効に活用していこう、学びの場を確保するのに有効に活用していこうとするものでございます。

1つ目は、あしたば等で適応指導教室で学んでいる子どもたちがおりますけれども、そこ

の子どもたちの学びを保障していくためにもICTというのをどんどん活用していきたいと考えております。例えば、朝の会等のときに学校等を結びまして、担任の先生とお話ししたり、マンツーマン対応の窓口の先生とお話ししたりすることも可能ですし、授業をリモートで流すということも可能でございますので、そういう活用の仕方をしていきたいということで、当初からプラス10台あしたばのほうに上乘せして配付させていただいているところです。

もう一つは、保健室登校、つまり校内の適応指導教室みたいな位置づけでやっておるところがございますけれども、そのときにもICT機器を活用して授業をリモートでしたりしておるところでございます。そういうことを通して学びの場を保障していかないといけないというのが1つ目の柱でございます。

2つ目の柱が、先ほど基本的な考え方の2つ目で申し上げました不登校の要因とか、それに応じて働きかけをしていかないといけないということでございます。この不登校の要因につきましては、国と八女市の状況で違いがございます。国の状況としては、学校もしくは本人に主たる要因があるとされている子どもの割合と、八女市におけるその割合というのが、八女市が少のうございます。学校とか本人、学校というのは人間関係であるとか、部活への不適應であるとか、そういうことでございます。本人というのは無気力とか、集団そのものに入るのが苦手と嫌だという理由で入っているところでございます。この割合が2割から3割ほど低うございます。その代わり八女市が多いのが家庭に主たる要因がある。家庭内の不和であるとか、親子関係であるとか、そういうものに起因するものは、全国の割合の2倍八女市が多うございます。ですから、我々はそういう状況にございますので、不登校の原因の中でも家庭にいかにもアプローチしていくのかということに重きを置いた取組をしなければならぬと考えております。

そこで……（「結構です。時間が、すみません」と呼ぶ者あり）

あとは簡単に言います。

ですから、SSWも2名から3名に増強させていただきましたし、学校から家庭に実際行って話をするというのを大事にしてくださいと申し上げておるところでございます。

○17番（森 茂生君）

すみません、横やりを入れまして。持ち時間が少のうございますので、御容赦願います。

この法律に附帯決議がつけられております。専門家に言わせると、この附帯決議が非常に重要だと言われておりますけれども、どう附帯決議を感じられたのか、お伺いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをさせていただきます。

この教育機会確保法の附帯決議、これは、1つは児童生徒の意思を十分に尊重して支援が

行われるよう配慮すること、もう一つが、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をすること、この2つがあると思います。

それと、先ほどの第13条のほうにも書いてありますが、休んでいいですよということですね。休みなさいと、休養の必要性というか、それを言っているんだらうと思っているところです。学校復帰ではなく、社会的な自立を目指すということだらうと思います。

○17番（森 茂生君）

大まかに言えばそういうことだらうと思います。衆議院も参議院もほぼ同じ内容で附帯決議がつけられております。

それで、2つ目が私は非常に重要かと思いますがけれども、問題行動で受け止められないように配慮することとなっていますけれども、その前には、不登校は学校生活その他の様々な要因で生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないようにすることと書いてあります。教育委員会の通知にも同じようにそういうのが載っていました。ですから、どの児童生徒にも起こり得るような状況なんですよということは、これは非常に重要なことです。国の最高機関がこのように認めると言っちゃおかしいんですけども、こういう決議をしている。ということは、どこにでも起き得る。日本国中起きてても不思議はないんですよ。ですから、こういう法律をつくってちゃんと対応しなさいということなんですけれども、どうも家庭で問題があるとか、昨日もですけども、問題を矮小化して、家庭に問題があるから不登校が増えるという言い方のように私は聞こえるんですけども、そういう原因もありましようけれども、そんなら、その人たちをほったらかしていいか、これは行政としてはほったらかされんわけです。当然対応しなければなりません。ですから、そういう家庭に問題がある人たちも含めたところで、どこにでも不登校は起こり得るから対応しなさいよという内容なんです。ですから、家庭に8割方不登校の原因があるけんと言っても、それは通用しないわけです、この世界では。そこがそうだとしても、ちゃんと行政は対応しなければならないわけです。ほったらかしていいわけじゃないわけですので。そこら辺のところをきちっと御認識いただいて、全部が1人の落ちこぼれもつくりたくないような基本的なスタンスで臨んでいってもらいたい、私はこう思うわけです。たとえ8割方家庭に原因があってもほったらかすわけにはいかんでしょう。対応せやんわけでしょう。そこら辺を確認します。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

私どもは家庭に問題があるとは思っておりません。家庭の中に要因があると申し上げております。ですから、SSWの話、学校から家庭のほうに訪問して、家庭の方々とお話をしていくということを頑張っているというのは先ほど申し上げましたけれども、その話、相談を

我々がやることによって、御家庭で困ってあることとか、そういうことを酌み上げて、我々が何をなすべきかということを読み上げて、そして、政策として実現していくということを我々は模索していかなくちゃいけないという意味で申し上げておるところでございます。

○17番（森 茂生君）

ちょっと時間がないので、次に行きます。

最後の問題ですけれども、私の地元では、合併と同じ時期に、8校あった小中学校が、前の教育長のとき、前の教育長は立花の教育長もされていまして、8校が一遍に4校になりました。当初は立花町で2校にすると言っておられました。ところが、地理的に見て無理ですので、白木のほうの谷、こちらの谷ということで、今1校ずつ残っていて、計4校です。一遍に4校廃止になりました。10年ほど前です。私の地元には小学校2校、中学校1校がありましたけれども、一遍に3校ともなくなっております。

これは調べてみますと、八女市が特別な例ではないようですけれども、これは全国的に言われていますのが、私も調べてびっくりしましたけれども、この30年間、平成元年から平成10年まで、小学校が廃止されたのが603校、そして次の10年、平成11年から平成20年まで、マイナス1,819校、そして、平成21年から平成30年の間にマイナス2,584校、合計の5,600校が全国で廃止になっております。それに今度は中学校がプラスですので、中学校が950校減少されております。それで、この平成の時代というのは、ほとんど小規模校だと思いますけれども、小中学校が廃止された歴史でもあるのかなと思っております。

ここに小学校の廃校一覧というのが出てきました。フリー百科事典ウィキペディア、ここに1971年から本日までの廃校一覧が載っています。1番は矢部村の日出小学校、1971年です。矢部小へ統合になっています。その明くる年、1972年に御側小学校が旧矢部小へ統合となって、それからずっと廃校になって、昨年度、八女市立矢部小学校、これが御案内のように、義務教育の矢部清流学園と統合して、いわゆるなくなっているわけです。この間、約49年の間に小学校が39校廃止になっています。中学校が6校廃止になっています。合計45校がこの49年の間に廃止になっております。私は改めてびっくりしたんですけれども、もうちょっとで1年間に1校ずつずっと減ってきたという歴史があります。このように、小規模校はずっと廃止されてきたのが、これは全国的にですけれども、そういう歴史があるようです。

それと、小規模校が廃止されるとともに、不登校もずっと伸びてきている、正比例するというのが、一つ教育学者は目をつけてとはおかしいんですけれども、小規模校の特性を生かした学校がどんどんなくなっている。大規模校に行くと、例えば、発達障がいの子、先ほど言いますように、支援教室なんかに回されるわけです。当然見たいけれども、規模が大きいと見られんわけですよ。その人だけに手を入れるわけにはまいりませんので。

ところが、小規模校に行くと一緒に学内でやられる。小規模ですので、先生の目が届く、

そして、一緒にやりよるうちに自然となじんできて、問題なく通えるようになる。小規模特認校といろいろ言っていますけれども、もともとは小規模学校、特に複式学級を回避するために、今のエリア以外からも子どもたちを寄せて、複式にならないようにするための一つの方便だったと理解をしております。

ところが、そうしていくうちに自然とそういうのが実証されてといいたいまいしょうか、不登校だった子どもが、小さい学校なら、これは通えるようになる、そういう事例が全国的に出てきたと聞いております。ですから、これは不登校対策の一環になるのかなというのが実証されてきつつあると専門家が見ております。ですから、小規模校のよさをきちっと把握して、いきなり廃止というんじゃなく、やっぱりその特性を生かしたところで大事にしていく、それがイコール不登校を減らす対策にもなる、こういう位置づけが今各地で出てきているわけです。ここら辺のところはどう考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、冒頭で議員のほうがおっしゃられていた規模の大小と不登校との関連というか、相関のことについてなんですけれども、各学校のデータは申し上げることはできませんけれども、大規模だから不登校が多い、小規模だから不登校が少ないということはございません。大規模であっても不登校の少ない学校もございますし、小規模の学校であっても不登校の割合が高い学校もございますので、一概にそういうことはない和我々は認識しております。

2つ目は、小規模特認校の考え方なんですけれども、我々としては、小規模特認校で成果を上げていくためには3つの条件が要ると思っています。それは、その学校の地域の方々が望んでいらっしゃるということ、それと、実際運営するのは学校でございますので、学校が小規模特認校として指定を受けるということを望んでいるということ、それと、来ていただかないといけないわけですので、周りの方々が望んでいるかということ、その3つの条件に照らして小規模特認校については考えていきたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

規模が大きいから多いとは限らない、それは全国的な数字をつぶさに検討された上でそういう結論を出されたのか、お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

我々が先ほど申し上げましたのは、あくまでも八女市の学校23校のデータに基づいて申し上げております。

○17番（森 茂生君）

私が言いたいのは、それも大切ですが、全国的な流れを一回つかむべきだと言っているんですよ、大きな流れを。その中から導き出さないと、狭いエリアだけの数字、あるいは

は対比で判断するのはいかなものかなと。やっぱりもっと全国的なレベルできちっと評価した上でどうなのかというのをぜひ私は見ていていただきたいと思っております。

ここに公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引というのがありますけれども、これは以前、同僚議員も言われましたけれども、教育の機会均等を確保する観点から、まず検討しなければならないのは、小規模であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させる方策が必要です。小規模校は小規模校なりの対策を取りなさいよということです。

そして、こういうことも私は国が率先して小規模校を減らしてきたのかなと思っていましたけれども、この手引を見る限り、国はそういうことはしていないみたいです。あくまで地元の教育委員会の判断に任せていたということですが、国のほうはこうしています。例えば、休校した学校の再開もあり得ますということで、いきなり廃校にするんじゃなく、将来的な学校再開の可能性も念頭に置いて学校設置条例の改正を行わず、いわゆる休校とする扱いも考えられます。どんな小さな学校もいきなり潰さずに、一応休校扱いにしたらどうですかと。そして、その間に地域のコミュニティーの役割もしますので、生徒を募集する手だてを取ってもいいです。そして、そこはまちづくりと一体となってやったほうがいいですよということで、学校選択制を部分的に導入し、いわゆる小規模特認校制度を設けるなどして、当該の再開を予定している学校に市町村のどこからでも就学できるシステムを構築することにより、一定児童を確保することが考えられます。これは国が言っているんですよ。私が勝手に言っているわけじゃないです。

小規模特認校制度は全国の様々な自治体において導入されております。文科省が発行している学校選択制の事例集にも優れた取組事案を紹介しておりますということで、実際、ここを取ってきております。もう時間がないので、一つ一つ紹介はしませんけれども、全国的に小規模校を廃止するんじゃなく、なるだけ残せとは書いていないんですけれども、特性を生かして、いろんなやり方がありますよ、場合によっては隣接する他の市町村、これとも連携して生徒を集めて存続するような手だてもありますよとわざわざ文科省が言っております。やっぱりこの観点が必要だろうと思います。

山の向こうのうきは市、はっきりしませんけど、あそこでたしか廃校した学校を入学希望者があったから再開したという記憶があったような気がします。ですから、義務教育を受けさせる義務があるわけですので、極端に言えば、ちゃんと残しとって、そこに希望者があれば、たとえ1人でも当然受けさせなければならないという、本人が希望すればですよ。やっぱりそうしなければならない。実際しているところもありますということです。

いろんな事例が出ております。十何人、何十人のところでも、こうやっています、こうやっていますという事例が出てきますので、この規模が大きい方がいい、小規模校は駄目なん

だという考えから一応脱却をしていただきたいと思います。これは私じゃなくて、文科省が全国にこう言っているわけです。ですから、もう一度この手引を読まれて、小規模校の予算、どうしたらデメリットを少なくして、小規模校を存続させ、地元との折り合いをつけてうまくいくのか、ここを教育長、どう考えてあるのか、お伺いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃったことに関してですが、まず、そもそもとして、私もその通知、これはよく読みましたけれども、確かに文科省のほうは小規模校が駄目だと、ある程度の規模を持ったところにしていきなさいとは言っておりません。私たちもそういうつもりは毛頭ございません。小規模校が悪いということはないんです。大規模校がいいということもないんだろうと思います。それぞれにメリット、デメリットがあるということ、これが大前提で動いております。

ただもう一つは、この間も前回の議会のときにも御答弁申し上げましたけれども、小規模校とごく小規模校というのはまた違う。多分文科省の通知の中でもごく小規模校、いわゆる複式の場合には考えなさいよという示唆も出ております。ですので、複式になった場合には考えていくことが望ましいであろうということで検討ですね、廃止をする、廃校にするということが前提じゃなくて、検討することが大事であろうということで、八女市の学校再編基本整備構想ですか、その中でもそういう方針を打ち出しているところなんです。ですので、繰り返し言いますが、小規模校だから、大規模校だから云々というのは全くございません。

○17番（森 茂生君）

教育長のお考えを聞いて安心しました。

もう時間がありませんので、いっぱい言いたいことはまだ残っていますけれども、近隣市町村でも、大牟田でも、そして、広川町が令和2年度から小規模特認校で上広川小学校はやっております。久留米でも、ちょっと忘れちゃったけれども、そこで導入予定だったようです。ところが、どうもいろいろ考えてみたら、ホームページには導入すると書いていたけれども、複式になる予定だったのが、どうも増えて複式にならんかったから、小規模特認校はせずに、今までどおりやりますと言われております。

もう時間がありませんので、最後に締めとしまして、大阪の大空小学校のことは何度か出てまいりましたので、私も時間が空いたときに、どういう学校か私は知りませんでしたけれども、ちょっと調べてみました。どう書いてあるかというと、不登校はいないそうです。児童数260人、そのうち発達障がい者が50人いるそうです。この人たちは全部手帳を持ってあるそうです。先生たちは残業なしで帰るそうです。そして、校則なし、先生の残業なし、発達障がい者や不登校だった人もみんな一緒に学ぶ小学校ですよとなっている。そして、学校の

当たり前を変えるとき、子どもは学校の普通に縛られて苦しんでいるということを忘れてはなりませんよ。学校からすると当たり前やろうもんと。校則とか何かすつとは当たり前やん。それに苦しんでいるんですよ。ですから、校則をいろいろ改善しました。そして、こういうことも言ってあります。先生の言うことをきかない子どもがいて、先生が困っておりますということです。よくある話ですよ。ところが、この学校は先生が困っているという話。子どもが困っているんですよ。校長先生が立派な人でしょうね。先生が困っているんじゃなく、子どもが困っているんですよ、そういうときは。そいけん、子どもにちゃんと手当てをしなさいよとこの校長先生は言ってあります。すばらしい人だと思います。ですから、子どもを主語に教育を変えなくてはいけない。主人公は子どもたちですよ。親の都合でああしろ、こうしろじゃなく、子どもが主人公ですよと言って頑張っていってらっしゃいます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

4番川口堅志議員の質問を許します。

○4番（川口堅志君）

皆さんこんにちは。4番川口堅志でございます。

本日、最後の一般質問でございます。しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染状況も、八女市におかれましても新規感染者の激減でイベント等も再開できそうな状況でございます。しっかりと3回目のワクチン接種を進行させて、一日も早く元の生活に戻ることを祈念いたしたいと思っております。

本日は、令和3年8月の豪雨災害の復旧状況について質問をさせていただきます。

1つ目は、本年8月の豪雨災害被害の査定スケジュールはどうなっているのか。2つ目、被害査定金額はどれぐらいか。3つ目、現段階での復旧工事進捗状況はどの程度か、この3点です。

詳細には、質問席にて追加質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○市長（三田村統之君）

4番川口堅志議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、令和3年8月豪雨災害復旧事業についてでございます。

本年8月豪雨災害被害査定スケジュールはどうなっているかという御質問でございます。

本年8月の豪雨災害の災害査定につきましては、10月26日から始まり、公共土木3回、農地・農業用施設5回、林道施設1回、計9回に分け申請し、12月10日に終了する予定です。

次に、被害査定の総金額はどれくらいなのかというお尋ねでございます。

このたびの災害査定申請額につきましては、公共土木が1,466,000千円、農地・農業用施設が332,000千円、林道施設が127,000千円となっており、合計で1,925,000千円でございます。

次に、現段階での復旧工事進捗状況はどの程度かという御質問でございます。

今年8月の豪雨により被害を受けた道路や河川、水路等の中で、特に市民生活への影響が大きい箇所や営農作業に支障のある箇所については応急対策を実施しました。現在、災害査定申請と並行して発注準備を進めており、早期着工、早期完成に努めてまいります。よろしくお願いたします。

○4番（川口堅志君）

先日の建設経済の視察で、主な被害状況の説明をいただきました。視察しました大規模な災害現場もたくさんございました。最終的に追加などを併せて災害査定の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

先ほど市長より申されましたとおり、国の災害査定は10月26日より始まりまして、12月10日までとなっております。

災害の申請件数につきましては、公共土木災害で57か所、農地・農業用施設災害で61か所、林道施設災害で6か所の計124か所を災害査定申請する予定でございます。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございます。相当の被害があったようでございます。

国、県、市の管轄の災害箇所に関しては、当然公費で復旧工事が実施されますが、それ以外の個人の所有する水路は受益者負担が必要と聞いております。水田の用水路災害復旧にできる場合もあるのか、また、全て受益者負担となるのか、お伺いをいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

国の国庫補助の対象となる災害復旧事業には採択要件がございます。

水路などの農業施設につきましては、まず国土調査後の公図、いわゆる字図でございますが、公図に水路の筆があること、あわせて、この水路を利用する農業受益者が2戸以上という要件がございます。

御質問の個人所有の水路につきましては、水路構造物自体が個人所有地内にあり、公図に水路の筆がない、また、受益者1戸となりますと採択要件に合わないこととなりますので、国の災害復旧事業を申請することができないこととなります。

そこで、市では公図上の農地内にある個人所有の水路の災害復旧につきまして、営農に必要な農地の一部として、八女市小規模土地改良事業補助金交付要綱を設けております。この中の事業種目、農地災害復旧として対応できるか、現地状況をしっかりと確認、把握して、市民の皆様からの相談に対応しているところでございます。

○4番（川口堅志君）

水田用の用水路については分かりました。

先日、市民の方より相談をいただきました。市役所担当の方に相談した際に、農地に通じる私道については個人負担でお願いしますということで、到底、個人では対応しかねる状況で非常に困っているということでございました。そんな中、担当の職員さんより非常に親切にアドバイスをいただき、大変喜んでおられました。ありがとうございました。

水路と別に、個人所有の農地については災害認定にできる場合があるのか、また、補助金等があるとすればどのようなものがあるか、お伺いをいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

先ほど申しました個人所有の水路と道路、私道については同様の考えでございます。公図に基づき、水路と同様に対応しているところでございます。

あと、現地の状況をしっかりと把握しまして、市民の皆さんの要望にお応えできるように努めているところでございますが、市の小規模補助金につきましても要件がございまして、農地であれば2アール以上という条件がございまして、ただ、こちらは1戸でも対応できる事業でございますので、そちらを現地状況に合わせてしっかりと対応させていただきたいと考えております。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございます。詳細にわたって支援策を模索していただいて本当に助かっておりますが、今後ともよろしくお伺いをいたします。

次に、農地については国、県、市の負担で復旧はできると思いますが、災害認定された農地についての個人負担の割合はどれくらいか、お伺いをいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

採択要件に合う被災した農地の災害復旧事業の地元負担金につきましては、国の補助は定率が50%となっております。その残りは地元負担金となりますが、八女市では八女市農林水

産業施設災害復旧事業費分担金徴収条例を設けております。こちらの条例により、地元負担金は対象事業費の10%以内と定めているところでございます。

○4番（川口堅志君）

分かりました。

災害は時と場合を選ばず起こります。私どもにとっても非常に負担が生じてまいります。公費で賄える復旧工事に関しては何とかしていただいておりますが、問題は個人所有地が災害によって起きた復旧工事に関しては皆さん苦勞するばかりでございます。現段階もどうしようもない箇所は放置したままになっておりますが、災害査定にできない被害状況はどのようなものがあるか、お伺いをいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

国の補助対象となる災害箇所には要件がございます。対象とならない箇所といたしまして、農地であっても家庭菜園や研修や研究のための農地は対象となりません。要件の合わない箇所につきましては、先ほど申しました市の小規模補助金のほうでしっかり市民の皆さんの相談に努めているところでございます。

以上でございます。

○4番（川口堅志君）

それでは、次に災害査定関係についてお伺いをいたします。

度重なる災害でかなりの金額になりますが、当然八女市の負担額も加算されてまいります。今後の財政に影響もあると思いますが、しかしながら、市民もそれ以上に出どころのない復旧資金に八方塞がりのところばかりでございます。農地災害についてもいろんなシチュエーションがあると思いますが、借地の場合、復旧工事費の受益者分の所有者、それから借地利用者ですね、借主の費用の負担はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

災害復旧事業に申請される方々におきましては、農地であれば所有者または耕作者、いわゆる借手の方に申請者の決まりはございません。申請されます折に、申請者と借手の方との協議により申請者を決めていただいて、地元負担の割合もそのとき同時に決めていただくこととなっております。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございました。よろしく願いをいたしておきます。

復旧工事関係につきましてお伺いいたします。

災害復旧工事については、相当な作業だと認識をしております。当然、危険箇所からの復

旧工事は承知しておりますが、死活問題に係る箇所も多々ございます。状況に応じてとは思いますが、国道、そして県道、市道、農地、山林、民家の復旧工事の優先順位はどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

先ほど市長も申されましたとおり、緊急を要する対策として、応急工事のほうは既に実施を行っております。災害復旧事業につきましては、国、県、市、それぞれ管理する施設ごとに災害復旧申請業務をすることとなっております。市が災害復旧します箇所におきましては、特に生活に支障のある道路や家屋に影響のある箇所など、市民生活に直結する箇所より早期発注と早期完成に努めていかなければならないと考えております。国や県におきましても、同様の考えの下、進められているところと認識しているところでございます。

○4番（川口堅志君）

コロナ禍の中、大変でしょうが、どうぞよろしくお願いをいたします。

災害箇所も多種多様で、選定も厳しい状況に置かれていることは分かります。市民の皆さんも非常に立ち行かない状況でございます。個人所有で災害認定不可の農地、農道、それから林道、水路の復旧に関してどのような対策があるのか、お伺いをいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

災害の認定ができない、採択要件に合わない箇所につきましては、災害の現地状況を十分にしっかりと把握いたしまして、市民の皆さんの生活に支障のないよう、先ほどより申しております小規模土地改良事業補助金で対応できるか、しっかりと相談の対応に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（川口堅志君）

どうぞよろしくお願いをいたします。

最後になりますが、たくさんの被害箇所、本年の災害だけでなく、以前の災害箇所の復旧もなされている中、大変でしょうが、災害認定ができない個人所有の被害も相当あります。どうにもならない方々がたくさんいらっしゃいます。総合的に今後の災害復旧計画はどのように考えておられるのか、そしてまた、個人所有地の被害で困っている方々にはどのように対応するのか、お伺いをいたします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

今後の災害復旧の計画につきましては、昨年7月豪雨災害復旧の早期完成を目指すとともに、本年8月豪雨災害におきましては、災害査定申請と同時に、もう既に発注準備のほうも

進めております。早期着工と早期完成に努めてまいりたいと考えております。

また、国の災害復旧事業に申請できない個人所有の農地や農道等の農業施設の災害復旧におきましては、市民の皆さんの相談を受けて、しっかりと現地を確認して、先ほど来、申ししております小規模の補助金のほうを活用できるか、しっかりと対応して努めていきたいと考えているところでございます。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございました。本当に市民の方々も想像以上に困っている方々がたくさんいらっしゃいます。今のところ、窓口に行けば親切丁寧な支援と対応をいただいているとこのことでございます。今後も引き続きよろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

4番川口堅志議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時41分 延会